

○ 仙台市職員共済組合貯金規程

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

仙台市職員共済組合規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、仙台市職員共済組合定款（昭和 3 7 年仙台市職員共済組合公告第 1 号）第 3 4 条第 3 号の規定に基づき、仙台市職員共済組合の組合員の貯金の受入れ又はその運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(経理)

第 2 条 この規程に基づく貯金に関する経理は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 3 7 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 6 条第 1 項第 8 号に規定する貯金経理によるものとする。

(貯金の種類等)

第 3 条 貯金の種類は、定期積立貯金（以下「貯金」という。）とし、積立ての方法は、毎月の給料その他の給与（以下「給与」という。）から積み立てるもの（以下「定例積立て」という。）とする。

2 定例積立てをしている組合員（以下「貯金加入者」という。）は期末手当及び勤勉手当（地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する期末手当等をいう。以下「期末手当等」という。）から積立て（以下「賞与積立て」という。）ができるものとする。

(貯金の積立額)

第 4 条 貯金の 1 回の積立額は、1, 0 0 0 円以上とし、1, 0 0 0 円をもって単位とする。

(給与等からの控除)

第 5 条 前条の積立額のうち、定例積立てについては、貯金加入者の給与支給機関において毎月の給与から控除するものとする。

2 賞与積立てについては、貯金加入者の給与支給機関において 6 月及び 1 2 月の期末手当等から控除するものとする。

3 貯金加入者は、育児休業や退職等により給与又は期末手当等の全部又は一部の支給を受けないために前項の控除が行われないときや給与支給機関の事情により控除できないときは、理事長が別に定める方法により積立てができるものとする。

(申込方法等)

第 6 条 貯金の新規加入、積立額変更、一部払戻し及び解約の申込みをするときは、所定の書類を理事長に提出するものとする。この場合において、

賞与積立てに係る申込手続については、理事長が別に定める方法によるものとする。

(貯金の利率等)

第7条 貯金の利率は、年0.5%とする。

2 利息は、積立ての日から一部払戻し又は解約（以下「払戻し等」という。）の日の前日までの期間について計算するものとする。

3 利息は、毎年3月末日に計算し、同日元金に組み入れるものとする。

4 利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(貯金の払戻し等)

第8条 貯金の払戻し等は、毎月1回とし、これに係る払戻金は、21日（金融機関が休業日の時は前営業日）に貯金加入者があらかじめ登録した金融機関の口座に送金するものとする。

2 貯金加入者が死亡したときは、前項の規定にかかわらず、その遺族又は相続人が指定した金融機関の口座に送金するものとする。

(貯金の積立ての中断等)

第9条 貯金加入者は、貯金の積立てを中断し、又は中断した積立てを再開することができるものとする。

(貯金の運用)

第10条 理事長は、組合員の貯金を施行規程及びこの規程の定めるところに従い、安全かつ効率的に運用しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 貯金加入者は、貯金に加入することによって生ずる一切の権利を他に譲渡又は担保に供することができないものとする。

(実施細目)

第12条 この規程で定めるもののほか、貯金の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成21年7月1日から施行する。

2 仙台市職員共済組合貯金事業運営規程（昭和42年仙台市職員共済組合規程第2号）は廃止する。ただし、この規程施行の際現に積み立てられている貯金については、この規程により積み立てられた貯金とみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。